

ストップ！滞納 第3回

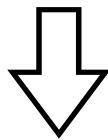
～税金を滞納している方に～

税金は市民の皆さんの安心で豊かな社会生活をしていくために、大切な財源です。税金は納期限までに納めていただくことになっていますが、残念なことに納期限までに納めていただけない方もいます。

市では滞納処分を強化していますが、止むを得ない事情で税金を分割納付されている方でも以下場合があります。

●税金を分割で納めていたら…

「分納しているのに突然差し押さえになった！」
 「少額でも毎月納めていたのに差し押さえされた！」
 「払わないとは言っていないのにひどい！」



新たに財産が発見された場合には、
 分納中でも差し押さえ処分の対象となることがあります

毎月分割で納めているから大丈夫、そう思っていますか？

「分納中でも、滞納がある以上は差し押さえ処分の対象となります」

▼ 検索による財産調査の様子



国税徴収法第47条

次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

例えば…

- 分納額が滞納額に対して少額で、完納までに長期間かかる…
- 分納で納めるよりも早期に完納が見込めるような財産がある…

上記のような場合、毎月分割納付を履行していても、予告なく差し押さえ処分を行うことがあります。差し押さへの事前予告は法定要件ではないため、予告なく差し押さえ処分を行うことは違法ではありません。

収納課では処分に至る以前に、督促状や催告書などの文書送付や、訪問などを行っています。また、納税相談を随時お受けしています。納付に関する相談はお早めにお願ひします。

財産が差し押さえになる前に、収納課まで早めにご相談ください。

■ 問合せ 収納課 ☎ (20) 3010



第7回

若葉が目まぶしい季節になりました。今回は佐野市食育推進会議の一員である佐野市農業士会での食育の取り組みを紹介します。

「農業士」という言葉は、一般にはあまり聞き慣れないかもしれませんが、

県が認定するもので、模範的な農業経営および農家生活を実践し、地域農業の振興や青年農業者の育成指導などを行う農業者を、全農家のシンボルとして「栃木県農業士」、また農業経営に参画し、農村社会における男女共同参画の促進をなし得る、優れた女性農業者を「栃木県女性農業士」として認定します。現在佐野市には農業士6人、女性農業士3人が認定され、それぞれ苺や米麦、花、果樹などを栽培しております。

会員の中には、農産物の生産だけでなく、食品に加工・漬物やおこわなどとして直売所などで販売するという、地産地消につながる活動を行っている方もおります。農産物の生産(第1次産業)だけで

なく、食品加工(第2次産業、流通・販売(第3次産業)にも主体的・総合的に関わり合うことで活性化につなげていく、6次産業化(1+2+3+6)という考え方です。食の安心・安全にもつながります。食育に関するアンケート調査では、農産物を選ぶ基準として、第1位が「鮮度」、次に「安全性」「価格」となっています。

今後も、消費者の望む新鮮で安心・安全な農産物を生産することで、食育推進に協力していきたいと思っています。



▲新鮮で安心・安全な農産物

■問合せ 農政課 ☎(61)1162

☆次回は佐野市青少年クラブ協議会での食育の取り組みを紹介いたします。

毎月19日は「食育の日」です

参考にしてください 本市の公示価格 ■用地課 ☎(61)1169

地価公示価格は、土地鑑定委員会が公示する標準地の正常な価格(1平方メートル当り)です。

この制度は、皆さんに土地の正常な価格を知っていただき、土地取引の目安にさせていただくものです。また、公共事業用地の買収価格の基準にもなります。

本市の標準地(40カ所)の価格は次のとおりですので参考にしてください。(平成24年1月1日現在)

No.	標準地の所在	1㎡当りの価格(円)	No.	標準地の所在	1㎡当りの価格(円)
佐野-1	天神町字大門西815番17外	41,100	-21	多田町字西川通1266番3	26,200
-2	寺中町字笠内町2438番1	34,400	-22	閑馬町字春高2462番1外	8,400
-3	植野町字上台町1954番3	43,100	-23	小見町字飯玉702番2外	30,300
-4	植上町字新屋敷町1779番2外	39,500	-24	田沼町字元屋敷1296番3	31,400
-5	高萩町字天神前1111番24外	37,600	-25	栃本町2487番3	32,600
-6	浅沼町字村東293番2	39,700	-26	栃本町字三通1544番3	34,500
-7	犬伏上町字宿南1859番4外	36,600	5-1	伊賀町字百石町708番9	49,600
-8	中町字田中前617番3	23,800	5-2	若松町24番	65,000
-9	若松町字城山東446番	37,300	5-3	大祝町字大工町2316番	43,800
-10	堀米町字菊川3653番外	36,700	7-1	鉢木町12-3	27,000
-11	奈良淵町字中町324番14	36,700	7-2	大橋町字大木下1377番1外	36,000
-12	葛生西2-3-28	21,600	7-3	赤坂町973番9	44,000
-13	若宮上町字若宮上14番24	41,500	9-1	栄町12番1	20,300
-14	富岡町字北屋57番2	38,200	9-2	大橋町3204番4	24,500
-15	高萩町字屋敷東1222番9外	42,000	9-3	下羽田町字新田2006番	17,600
-16	堀米町字小屋街道617番15	37,200	10-1	並木町字堀之内525番1外	20,100
-17	植下町字若宮町540番3外	38,000	10-2	船津川町字後田1757番1外	15,400
-18	堀米町字安良町上南57番2	35,000	10-3	馬門町字前原1631番1	25,000
-19	米山南町字米山東51番6	36,700	10-4	戸奈良町字羽室857番1	17,300
-20	石塚町字西原2416番9	27,900	10-5	中町字堀ノ内868番2外	11,400